

平成28年度第3回
札幌市都市景観審議会

会 議 録

日 時：平成28年10月25日（火）午前9時30分開会
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室

■ もくじ ■

1	開会	3
2	議事	3
	(1) 札幌市都市景観条例の改正について	
3	閉会	26

平成28年度第3回札幌市都市景観審議会

- 1 日 時 平成28年10月25日(火) 9時30分～11時30分
- 2 場 所 札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室
- 3 出席者 委 員：濱田暁生会長はじめ10名(巻末参照)
札幌市：まちづくり政策局都市計画部長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課都市景観係長
まちづくり政策局都市計画部地域計画課景観まちづくり担当係長
- 4 議事
(1) 札幌市都市景観条例の改正について

1. 開 会

○事務局（地域計画課長） それでは、定刻となりました。

本日は、大変お忙しいところをご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ただいま、委員15名中10名の方がおそろいでございます。

札幌市都市景観条例施行規則第25条第3項より、審議会成立の定足数を満たしておりますので、ただいまから、平成28年度第3回札幌市都市景観審議会を開催させていただきます。

私は、事務局を担当しております札幌市まちづくり政策局都市計画部地域計画課長の二宮でございます。

議事に入るまでの進行役をさせていただきますので、どうぞよろしくお願いたします。

それでは、お手元の資料を確認させていただきます。

本日、各委員のお席には、会議次第、座席表、説明資料1は条例改正検討スケジュール、説明資料2は札幌市都市景観条例及び札幌市都市景観条例施行規則改正素案パブリックコメント意見集、説明資料3は札幌市都市景観条例改正素案、参考資料1は札幌市都市景観条例及び札幌市都市景観条例施行規則の改正についてご意見を募集しますというパブリックコメントの資料、参考資料2は札幌市都市景観条例となっております。

以上でございますが、不足のものなどはございませんか。

次に、連絡事項ですが、梅木委員、奈良委員、西山委員、早川委員、八木委員につきましては、欠席する旨のご連絡が入っております。

それでは、早速議事に入りますが、議事に入りました後は場内の写真撮影はご遠慮いただきますよう、よろしくお願いたします。

これ以降の進行につきましては、濱田会長にお願いいたします。よろしくお願いたします。

○濱田会長 おはようございます。

お忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございます。

今、事務局からご説明がありましたように、私たちがこれまで検討してきた条例について、最終的にこういう内容で行くことになりそうだという形でのご提示でございます。

前回、委員の方々からパブリックコメントに関する意見をいただいたのですが、時間がないうちで、事務局でそれをかなり反映した形で努力していただいた結果、一定の数の意見が集まりました。それを条例としてどう反映するか、条例以外での対応も含めて事務局で整理されたということなので、その説明を聞きながら、皆さんからご意見をいただければと思います。

2. 議 事

○濱田会長 それでは、議事に入ります。

今日は、このことだけに絞り、簡潔な議論にしたいと思います。予定では1時間半とな

っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（都市景観係長） おはようございます。

私から、札幌市都市景観条例の改正についてご説明いたします。

まず、説明資料1をご覧ください。

こちらは、条例改正の検討スケジュールでございます。

第1回は条例改正の方向性について、第2回は条例改正に係るパブリックコメントについて景観審議会でご審議いただき、その後、9月14日から10月13日の期間でパブリックコメントを実施いたしました。本日の第3回目は、パブリックコメントのご報告と条例の素案についてご審議いただきたいと考えております。今後の予定としては、本市の市議会に条例案を諮り、議決がなされたら条例を公布する予定でございます。第4回では、そのことについてご報告するとともに、景観計画の最終案についてご審議いただき、その後、計画を策定したいと考えております。第5回では、条例及び景観計画の施行についてご報告して、平成29年度より新たな取り組みを展開していきたいと考えております。

続きまして、説明資料2をご覧ください。

こちらは、9月14日から10月13日の期間で実施したパブリックコメントの意見集の速報版でございます。こちらについてご説明いたします。

この内容につきましては、速報として一旦取りまとめたものでございまして、最終的には若干の修正等が入る場合もあるかもしれませんので、ご了承願います。

1枚めくっていただきまして、1ページ、2ページをご覧ください。

こちらには、パブリックコメント手続による意見募集実施の概要を記載しております。

左側のページは、どのように実施したかということですので、割愛させていただきますが、右側の2ページの(6)パブリックコメントの内訳をご覧ください。

提出いただいた方の人数としては、8名でございます。その中で、意見の件数としては28件でございます。年代別や提出方法の内訳については、下に記載のとおりとなっております。

1枚めくっていただいて、3ページ目は、素案の構成に沿って分類した内訳を記載しております。こちらも、ご覧のとおり構成比となっております。

4ページ以降に意見の概要と札幌市の考え方の案について記載しております。

参考資料1として、パブリックコメントで募集した際の資料を配付しておりますので、必要に応じて、見比べながらご覧いただければと思います。

まず、4ページ目につきましては、景観施策全般についてのご意見を記載しております。抜粋してご説明いたします。

5番ですが、景観の規制は、企業の進出や都心の開発の妨げになる可能性があるというご意見がございました。それに対する札幌市の考え方ですが、良好な景観が形成されることで、観光客の増加や民間投資の誘発など経済的にもよい効果が期待されることから、必

ずしもそれらの妨げになるものではないと考えております。

続きまして、5ページ目をご覧ください。

5ページ目は、Ⅱ「景観プレ・アドバイス」制度の新設についてのご意見を記載しております。

こちらにも抜粋させていただきます。9番ですが、景観重要建造物等の敷地に近接する敷地の考え方について、10メートルの範囲にある敷地を景観プレ・アドバイスの対象としているところです。それについて、一律に10メートルとするのではなく、柔軟に対応してもよいのではないかというご意見がありました。同じく、10番につきましては、同様の景観重要建造物等の敷地に近接する敷地については例外規定を設けないでほしい、設けるのであれば定義を明確にしてほしいというご意見をいただいております。これらに対する札幌市の考え方ですが、景観重要建造物等の敷地とそれに近接する敷地に著しい高低差がある場合や、景観重要建造物等の敷地が広大で十分に離れている場合などが考えられることから、個々の建築計画と周囲の状況を判断した上で、柔軟に対応するため、例外規定を設けております。明確な定義につきましては、改正した条例を踏まえて整理する予定としております。

次に、6ページですが、Ⅲ「活用促進景観資源」の新設についてのご意見を記載しております。

こちらにも抜粋させていただきますが、16番の景観資源を緩やかに位置づける制度とはどういうことかという制度の趣旨に関するご質問をいただいております。これに対する札幌市の考え方としては、景観重要建造物や札幌景観資産といった既往の指定制度は、外観の維持、保全に係る費用の助成を受けられる一方で、外観を変更することなどに一定の制限がかかるものであるのに対して、活用促進景観資源は、助成は受けられませんが、制限などはなく、市民等に広く周知することに主眼を置いた登録制度としているとしております。

続きまして、7ページ目をご覧ください。

7ページ目は、その他ということで、景観施策に関する具体の提案等のご意見を記載しているものでございます。

こちらにも抜粋しますが、例えば、22番は、景観色70色の塗料を安価にしたり、景観色70色を使用する工事に安く貸し付けるなどの取り組みを行ってはどうかといったご意見や、23番では、時計台は、大切な建物なので、保存、活用を推進してほしいといったご意見など、個別具体的な取り組みに関するご意見、ご提案をいただいたところでございます。

以上、繰り返しになりますが、8名から28件のご意見をいただきました。我々としては、条例の素案を修正するところはないものと考えております。

以上がパブリックコメントでお寄せいただいたご意見と札幌市の考え方でございます。

引き続きまして、説明資料3の札幌市景観条例改正素案についてご説明いたします。

説明資料3をご覧ください。

こちらの内容につきましては、条例文のイメージに近いものとなっておりますが、文章につきましては、現在、本市の法制担当部局と協議検討中であり、表現が若干修正される場合がありますので、ご了承願います。そういったこともございますので、文言を一字一句ご確認いただくというよりは、計画の内容や、これまでご審議いただいた内容が反映されているかどうかをご審議いただきたいと考えております。

それでは、ご説明に入ります。

まず、表紙中段から上段の改正後の条例の構成イメージでございます。

下に※印で注釈がございますが、黄色の網かけは、変更した場所若しくは新規に追加した場所となっております。また、これらの改正のほか、細かな規定整備等を行っております。

次に、表紙下段の条例名称等の変更についてでございます。

新たな景観計画は、都市景観基本計画と景観計画の内容を見直して、統合したものとなる予定でございます。それに伴い、都市景観基本計画に係る条文を削除するとともに、都市だけではなく、自然や人といった要素を幅広く捉えて施策を展開するという新たな景観計画の趣旨を踏まえて、条例及び規則の名称の都市を取りまして、札幌市景観条例、札幌市景観条例施行規則に改めたいということでございます。また、例えば都市景観審議会の名称などについても都市を取りたいと考えており、条例名称の変更にあわせて改正したいということでございます。

次に、1ページ目をご覧ください。

1 総則についてでございます。

なお、これ以降の資料は、現行の条文を変更したものについては青の文字、新規で追加する条文については赤の新規のマークを記載しております。また、黒い線で囲っているところが条例文のイメージ、その下に解説を記載しております。

それでは、内容についてご説明いたします。

まず、1-1の基本理念についてでございます。

こちらは、解説にありますとおり、新たな景観計画の趣旨を明確に反映するとともに、その趣旨を市民にわかりやすく伝えることを目指しまして、計画における理念や良好な景観の形成に向けた基本的な考え方を示すものでございます。

次に、1-2の市の責務についてでございます。

こちらは、新たな景観計画でお示した、市民や事業者と、より一層、協働で施策を進めていくという趣旨を踏まえて内容を変更するものでございます。

次に、2ページ目でございます。

2 景観審議会の関与による事前協議制度についてでございます。

こちらは、景観プレ・アドバイス制度についての条文になります。

新たな景観計画に示すとおり、積極的に地域の魅力を高める観点から、良好な景観形成

の誘導を効果的に行うため、景観形成上、重要な建築物等について、計画の早い段階で専門家の意見を踏まえた市の助言を受けなければならない制度を条例に位置づけるものでございます。

なお、プレ・アドバイスという名称につきましては、条例に記載する用語としてはなじまない部分もあるということをごさいますして、条例上は景観審議会の関与による事前協議制度としておりますが、制度の愛称は、景観計画どおり、景観プレ・アドバイスとしたいと考えております。

まず、2-1の景観審議会の関与による事前協議についてでございます。

こちらの条文のイメージは、2ページから4ページまで続いております。

条文については割愛させていただきますが、4ページの解説にありますとおり、(1)及び(2)は、景観プレ・アドバイスの協議対象となる行為や実施時期について規定しております。また、(3)以降は、その手続などについて規定しているものでございます。

実施回数は設計段階の1回としますが、(1)の①から⑦に該当する緩和を伴うものについては、構想段階と設計段階の2回といたします。実施時期は、構想段階については、都市計画の決定または変更に係る都市計画審議会による議を経る前として、設計段階については、原則、工事着手の180日前としたいと考えております。

続きまして、5ページをご覧ください。

2-2の助言に関する意見等についてでございます。

こちらは、助言を行った者に対して、計画への反映等について意見を求めることができることを規定するものです。市が意見を求めた場合、意見を求められた者は30日以内に応じなければならないことや、意見の内容によっては、再度、助言を行うことができることも規定します。

次に、2-3の公表についてでございます。

こちらは、多くの市民と情報を共有するため、やむを得ない事情がある場合を除き、助言の内容等を公表することを規定するものでございます。

次に、右側の6ページですが、2-4の勧告についてでございます。

こちらは、景観プレ・アドバイスの協議対象行為を行おうとする者が協議を行うことを申し出しなかった場合は勧告することができることを規定するものでございます。

なお、現行条例の第28条を改正して、勧告に従わない場合に、氏名、勧告の内容等を公表することができる旨についても規定いたします。

続きまして、7ページの3 景観法に基づく行為の届出について、3-1の景観計画区域内における行為の届出等の適用除外についてでございます。

こちらは、景観法に基づく届出対象を規定している条文でございまして、8ページの解説にありますとおり、景観計画区域の届出対象について、下記の追加、除外を規定するものでございます。

追加、除外を規定するものとしては、届出済み建築物の一定範囲内での増築を届出対象

行為から除外、18メートル高度地区において、高さが15メートルを超える建築物の建築等を追加、札幌市立地適正化計画における都市機能誘導区域内においての延べ面積5,000平方メートルを超える建築物の建築等を追加、道路に面する壁面の長さが50メートルを超える建築物の建築等を追加、築造面積が2,000平方メートルを超える工作物の建築等を追加、これらについて規定するものでございます。

続きまして、3-2の特定届出対象行為についてでございます。

こちらは、届出対象行為のうち、変更命令等が可能となるものを規定している条文で、9ページの解説にございますとおり、現行の特定届出対象行為につきましては、許可や認定、再開発に係る補助金の執行など手続に着目した規定でございまして、建築物の規模に関する要件がなく、例えば、規模が小さく、景観形成上の影響が少ない建築物についても対象となっているものでございます。

そこで、景観形成上の影響を適切に考慮し、届出対象行為となる建築物のうち、容積率が都市計画に定められた容積率の数値以上になるものや、定められた高さの限度を超えるものなど、建築物の形態に係る深い制限について緩和を受けた建築等に関する行為を特定届出対象行為として規定するものでございます。

続きまして、10ページの4 景観重要建造物等について、4-1の札幌市景観資産の指定等についてでございます。

こちらは、札幌景観資産の指定基準を規定している条文でございまして、これまでの札幌景観資産の指定は歴史的価値に主眼を置いてきましたが、これからは、歴史的価値に加えて、多くの市民が景観上優れていると感じているものやシンボル性が高いものなどといった観点も重視して指定できるよう、指定基準を改正するものでございます。

次に、活用促進景観資源の登録等についてでございます。

景観資源につきましては、良好な景観形成に生かす可能性が広がると考えられることから、一定の制限を受ける景観重要建造物や札幌景観資産といった既往の指定制度のほかに、市民等に広く周知することを主眼に置いて緩やかに位置づける制度、活用促進景観資源を新設するものでございます。

まず、4-2の活用促進景観資源の登録についてでございます。11ページをご覧ください。

11ページの解説にありますとおり、建築物や工作物、樹木、これらが一体をなしている区域等に該当するもので、良好な景観の形成上、価値があると認めるものを登録することができることを定めるものでございます。

次に、4-3の活用促進景観資源の提案についてでございます。

こちらは、活用促進景観資源は市が登録を行うものでございますが、市民や事業者からも登録を提案することができる旨を定めるものでございます。

なお、提案のあったものについては、趣旨に照らして、市が登録するかどうかを決定し、登録の必要がない場合は提案者等に通知することを規定しております。

続きまして、4-4の登録の手続等、4-5の登録の通知等、12ページの4-6の登録の取消についてでございます。

こちらは、所有者の同意の取得、都市景観審議会への意見聴取、所有者等への通知、登録の取り消しなどについて、活用促進景観資源の登録に当たっての手続について規定するものでございます。

続きまして、4-7の景観重要建造物等に配慮した景観形成についてでございます。

こちらは、現行の景観重要建造物や景観重要樹木、札幌景観資産との調和への配慮を規定している条文がございますが、活用促進景観資源を追加して規定するものでございます。

続きまして、13ページをご覧ください。

5 地域ごとの景観まちづくりの推進についてでございます。

新たな景観計画に示すとおり、地域ごとの魅力的な景観の形成を推進していくためには、地域特性を生かして積極的に景観を保全、創出していくことが重要です。市民、事業者等が関わりながら、地域の景観のあり方について検討し、地域特性に応じた魅力的な景観形成を図る取り組みを推進するため、以下の制度を条例に位置づけるものでございます。

まず、5-1の定義についてでございます。

こちらは、これらの取り組みの主体となる地域住民等の範囲を定義するものでございます。

続きまして、5-2の地域ごとの景観まちづくりの推進についてでございます。

こちらは、市及び地域住民等は、地域ごとの景観まちづくりを推進するよう努める旨を規定するものでございます。

続きまして、5-3の景観まちづくり指針の策定、14ページの5-4の景観まちづくり指針に定める事項についてでございます。

こちらは、5-3では、市は、地域住民等と協議し、その意見を反映した上で、地域特性に応じた魅力的な景観を形成するための指針、景観まちづくり指針を定めることができることを規定し、その指針に定める内容について5-4で規定するものでございます。

次に、5-5の策定の手続等についてでございます。

こちらは、景観審議会への意見聴取や景観まちづくり指針の告示など、景観まちづくり指針の策定に当たっての手続について規定するものでございます。

続きまして、15ページをご覧ください。

5-6の地域景観形成基準との適合についてでございます。

こちらは、指針の対象範囲である景観まちづくり推進区域において、景観法に基づく届出を行おうとする者、及び、指針に定める地域の届出の行為を行おうとする者は、同じく指針に定める地域ごとの景観形成基準に適合しなければならない旨を規定するものでございます。

続きまして、5-7の届出等、16ページの5-8の行為の着手の制限、5-9の届出をした者に対する通知についてでございます。

こちらは、景観まちづくり推進区域において地域の届出対象行為を行おうとする者は、あらかじめ市に届出をしなければならないことを規定するものでございます。ただし、景観法に基づく届出をしたときには、指針に基づく届出をしたものとみなすものでございます。また、地域の届出対象行為を行おうとする者は、届出を受理された日から30日を経過した後でなければ、その行為に着手することができないことを規定します。ただし、市が基準に適合していると認めるときは、その旨を通知し、期間を短縮することができることといたします。

続きまして、17ページをご覧ください。

5-10の地域住民等の責務についてでございます。

こちらは、景観まちづくり推進区域において、地域住民等は、日々の生活や事業活動等を営む際に、その地域の景観まちづくり指針に配慮するよう努めなければならない旨を規定するものでございます。

続きまして、5-11の助言、指導及び勧告についてでございます。

こちらは、景観まちづくり推進区域における届出について、その行為が基準に適合しない場合は、助言・指導、勧告することができることを規定するものでございます。また、届出対象行為を行おうとする者が届出を行わずに着手した場合も勧告することができることといたします。

次に、5-12の公表についてでございます。

こちらは、勧告を受けた者がその勧告に従わない場合は、氏名や勧告の内容等について公表することができる旨を規定するものでございます。ただし、公表しようとするときは、勧告を受けた者の意見を聞かなければならないことといたします。

次に、5-13の市民等の団体、5-14の情報提供についてでございます。

こちらは、良好な景観を形成することを目的とする一定の地域住民等の団体、景観まちづくり団体は、市の認定を受けることができることとし、認定を受けた景観まちづくり団体は、指針の策定に関して市に申し出ることができる旨を規定するものでございます。

なお、指針の策定に携わった景観まちづくり団体は、その区域内の届出について、市と情報共有することができることといたします。

最後に、19ページをご覧ください。

6 景観審議会について、6-1の景観審議会についてでございます。

こちらは、この景観審議会に設置させていただく部会について規定している条文でございます。解説にありますとおり、景観プレ・アドバイスの際に意見を聞くための部会として景観アドバイス部会を設置するものでございます。また、勧告や変更命令を行う際に市長が審議会に意見を聞く部会として設置することになっております景観デザイン審査部会が現行ございますが、勧告や変更命令について審議するという部会の審議内容と部会の名称との整合が若干図られていないということがあり、整合性を図るため、名称を勧告等調整部会に変更したいということでございます。

以上、条例の改正素案についてご説明いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○濱田会長 ありがとうございます。

法律的な条文を含めてのことなので、普段の市民の暮らしになじみにくい表現となってしまうところもありますが、私たちの昨年までの議論・検討に基づいて、示されております景観計画の内容を具体的に進めていくために必要な法律的な背景をつくっておこうということでございます。場合によっては、裁判で争われることもあり得るものですから、法制部局としても文言や内容をかなり慎重に検討されております。

ご意見が出しにくいかもしれませんが、計画で検討してきた内容を反映した方向で考えられているかどうかというあたりを含めて皆さんからご意見をいただければと思います。いかがですか。

○岡本委員 幾つか確認させていただきます。

まず、6ページの2-4の勧告のところです。

これは、できる規定になっておりますが、できるではなくて、勧告するという形にはできないのかというのが1点です。

それから、9ページの解説の上から3行目です。例えば、規模が小さく云々と書かれております。これは、該当することとなっておりますが、今回は…というくだりですよね。景観を考えるときに、都市や大きな空間の広がりの中の景観なのか、人の目線のヒューマンスケールの景観なのか、どちらを重視しているのかがここではわからなくなってしまっています。例えば、創世1. 1. 1区(さんく)の敷地には以前に王子サーモンの小さな建物があつたりしましたが、そういうものは、人の目線だとすごく愛らしく見えるような存在なので、小さい、大きいという話で納得できるのかというのが気になりました。

それから、10ページですが、広く周知するというのはすごくいいことだと思います。条例の内容には関係ないかもしれませんが、どうやって周知するのかを知りたいと思います。

また、11ページの4-3の解説で、登録の必要がないと判断した場合は通知すると書かれておりますが、登録の必要がないと判断した理由とか、このように工夫すると登録する可能性が出てきますというアドバイスなども含まれた形で通知になるのかどうかを教えてくださいたいと思います。

それから、13ページです。定義に地域住民等とはと書かれてありますが、そもそも景観まちづくりというのは何という定義は要らないのかというのが気になりました。

○濱田会長 それぞれに関して、現時点で即答できることと今後検討していただくことがあるかもしれませんが、いかがでしょうか。

○事務局(都市景観係長) まずは、6ページの2-4の勧告について、できる規定ではなく、するという意思表示的な形にしたほうがよいのではないかということだと思います。

まず、我々が行っている景観の取り組み自体は、罰則を明示して強制的に何かをやらせ

るという考え方よりは、協議を通じて理解を深めてもらったり、よりよいものに誘導していくという考え方で取り組みを行っております。まずは、ツールとして、協議を行わなかった者に対しては、我々から法的に勧告することができますという手段として持っておきたいということです。これを積極的に活用することによって何かをなそうというよりは、最終的な手段として持っておいて、それを活用しなければいけないときに適切に活用したいと考えているものでして、それでできるという表現にしております。

○岡本委員 どこで刀を抜くかという話なので、するのほうがいいと考えます。

○濱田会長 多分、そういう場合もあるということを知っておいてくださいという言い方ですね。勧告することになっているから聞くようにと上から目線で言うのではなくて、市としてはそういう方向で考えていますので、民間の事業者・関係者もそのことを前提として踏まえた対応をお願いしますということだと思います。それは、全体的にそうだと思います。

今回は、景観法に基づいた施策の推進ということを含めた景観計画の見直しになっていますが、推進の現場では住民や事業者との協働によって取り組んでいく方向性を重視しておりますので、少しやわらかく書かれていると私は解釈しております。どちらがいいということではなくて、市としてはそう考えていますということですね。岡本委員としては、もっと積極的に書いたほうがいいかもしれない、厳しく見守りますということかと思いません。

続いてお願いします。

○事務局（都市景観係長） 続きまして、9ページの特定届出対象行為の対象について、ヒューマンスケールの話なのか、都市のスケールの話なのか、小さくても大事なものはあるのではないかというお話だったと思います。

特定届出対象行為は、景観法に基づく届出制度の中で、変更命令等など、強制力を発動できるものについて規定しているものになります。都心部は違いますが、全市を対象とした届出制度の考え方としては、1万平米を超えるものや高さがあるなど、主に大規模なものを対象としております。

委員がおっしゃるとおり、小さいものでも重要なものは当然あると思いますが、例えば、従前では、市街化調整区域内では開発行為が伴う小さ目の倉庫なども届出対象になっていたということもあり、大規模なものを対象としているという今の届出制度の対象の考え方と若干合わないのではないかということを含めて考えております。要は、届出の中で変更命令等ができるものという対象を整理したということになります。

言葉が足りなかったかもしれませんが、もともとの特定届出対象行為は、特定届出対象行為に該当したら全て届出対象になりますという表現になっていました。ですので、全市では大きなものが対象だと言いつつ、小さいものでも特定届出対象行為の該当になると届出が必要になってしまいます。そのことについて、大規模なものを対象としている考え方

と比べて、景観形成上の影響が大きいのか小さいのかということも含めて、考え方が若干合っていないと考え、見直したということです。

○岡本委員 いまいちよくわかりません。結局、取り扱う対象としているものの群と規模が小さいものが合わないから、扱っているものの大きさのかたまりと違うので、そこからは除いたと言う話ですか。存在の仕方が違うから除いたということですか。

○事務局（都市景観係長） それが一つの要因としてあるということです。

○岡本委員 景観というのは、そういうものだけではいいのかという話にならないですか。

○事務局（都市景観係長） そもそも、小さいものも届出対象にして誘導を図っていけばいいのではないかというのはごもっともですが、市内全部の建物が届出対象になってしまい、量的に相当な数になります。確かに、やるに越したことはありませんが、効率という観点から難しい側面もあります。

○岡本委員 全体をという話ではなくて、地域や周辺住民なり景観に関心を持っている人たちから、この建物は大切にしたいほうがいいのではないかという声が上がったりします。全ての建築物を対象にしようという話ではなくて、歴史があったり、地域のシンボリックな存在であったりとかするものには大小が関係ない場合があると思いますので、そこに対しては目をつむってしまう形になっているのではないかということです。

○事務局（都市景観係長） この届出制度自体は、建物を新たに建てるときや増築するとき、もしくは大きな改修をするときに出示していただくものです。例えば、歴史的に大事なものや景観的に大事なものということになると、次の景観重要建造物や札幌景観資産、活用促進景観資源などの取り組みで守っていったり取り組みしていったりするものと思います。

○濱田会長 景観に基づく届出に関するものがこういう規定になっているというだけで、小さいものに目が届いていないわけではないという説明だと思います。今後、本当にそれでいいのかということは検証していく必要があるかだと思います。

余り厳密に言おうとすると難しいところになりますが、大事だと言っているにもかかわらず残らないものがあつたりすることを皆さんは感じていらっしゃるの、いろいろな指摘が出てくるのだと思います。今後の中で、より前向きな可能性があれば、十分に考慮していきたいということだと思います。

特定届出対象に関するところでは、行政的には一定の規模でやっていきます、小さいものには別の手当てを考えますということではないかだと思います。何が有効かは、今後きちんと見ていく必要があると思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 私から、11ページについて説明させていただきます。

活用促進景観資源についての周知方法ということだったと思います。

やることはこれからじっくり考えますが、今やっているようなホームページでのアピールやパンフレットでのアピールはもちろんのこと、例えば、自分がここに建築行為を行う

という場所をクリックしたら、その周辺の景観資源が出てくるようなシステムをつくるのか、ホームページを見られない方がいるかもしれませんので、ペーパーに落としたものを常備しておくなどを考えております。どういう形が一番伝わりやすいかというところはもう少し考えなければいけません、今はないツールを用意して、なるべく周知を図りたいと考えております。

ただし、例えば、個人の家などが資産になってしまったときに、見学者が勝手に家の敷地に入っていったりということがあって、ただ周知するだけでは難しいところもあるので、絶対に入らないでくださいという注意書きを入れながらやっている事例が多いです。そういうものを参考にしてやらせていただこうと思っております。

○濱田会長 将来、具体の取り組みとしてやるときに、それが条例と矛盾しないようにという観点を入れておこうということだと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 11ページの活用促進景観資源の提案について、もしはじかれた場合については、条例に書くかどうかということはあると思いますが、運用としては、何ではじかれたかという理由を付して、所有者や提案された方に説明することになるかと思えます。この項目を入れたのは、例えば、一個人だけがいいと思っているような建物があって、それを提案された場合に、審議会の意見を聞くことができることとした上で、はじける要素をつくっておきたいということです。登録するのに近いけれども、こういうところが問題だということがあるとしたら、こちらからアドバイスしながら、登録できるように促すことも考えられると思えます。

最後に、5-1の地域ごとの景観まちづくりの推進についての定義のところ、景観まちづくりを定義しないのかというお話だったと思えます。

一旦考えてみましたが、まちづくりを定義するのは難しいですし、ある意味、幅広く捉えておいたほうが今後の施策がやりやすいと考えまして、がっちり定義はしておりません。ただ、その下の5-2の地域ごとの景観まちづくりの推進に書いているものが景観まちづくりというものですので、これを推進していくことに努めくださいと書くことで、定義ががっちりしているわけではありませんが、思いは伝えるというつくり込みにしております。

○濱田会長 岡本委員がおっしゃったのは、これは該当するのだろうかとか地域の方が躊躇されたり迷われたりすることがないだろうかということだと思います。例えば、こういうものを挙げておいて、その他、地域の景観云々という書き方をしておくと、これは入るなとか、これはいけるから頑張ろうという判断がしやすくなるということかと思ってお聞きしておりました。

○岡本委員 日常的に目に映っているまちなみなどの景観が形成している地域の雰囲気や魅力というまちづくりの側面もあるでしょうし、お祭りなどの行為が醸成しているまちづくり景観もあると思うので、その辺にどこまで踏み込めるのかが気になって質問しました。

○濱田会長 景観計画の中では、お祭りや人々の営みも景観の中に含んでいこうという論調で書かれております。廣川委員は地域のいろいろな活動をやられておりますし、市民委

員の方々からもこのあたりの表現について、もしご意見があればお願いします。

○田中委員 今、建物の対処の話がありました。届出制度は、これから新築したり増築したりするものに対して届け出るということだと思いますが、今あるピンク色の巨大なパチンコ屋などは改築するまで待たなければいけないのかと思っています。そういうことに関しては、今回の条例改正では特に触れていないのですか。

○事務局（都市景観係長） 景観法に基づく届出制度自体は、何か行為を行うときに届出を出してもらって、その基準に合っているかどうかという制度になっておりまして、今建っているものについて、それを見直しなさいという仕組みにはなっていないというのが正直なところです。そういったことを新しい条例の中に我々独自のものとして盛り込んだりはしておりません。

○石井委員 例えば、景観というのは、建物だけではなくて、まち全体だと思います。たまたま郊外に行くと、ものすごく朽ちた倉庫みたいなものがあったり、まちの中にも崩れ落ちそうな建物があります。そういうものは、景観としては最も重大なことではないかと考えております。

この中を見ますと、新設の届出がたくさんありますが、この中で一つわからないことは、5-13の市民等の団体の中の景観まちづくり団体というのはどういうことを指しているのかをお聞きしたいです。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 景観まちづくり団体につきましては、条文の中にも入れようと思いますが、解説を見ていただいたほうがわかりやすいと思います。

18ページの5-13の市民等団体というところに、「（1）市長は」という記載があり、「地域特性に応じた魅力的な景観形成に向けた取り組みを行うことを目的とする」というのがあって、ある意味、幅広く書いております。例えば、地域ぐるみで花植えの活動をしているとか清掃の活動をしているとか、景観に資する内容の取り組みをしていることは幅広くあると思いますので、このぐらいの書き方にしておいて、ある意味、何でも拾えるような形でつくり込みをしております。

○石井委員 下に例を設けたほうが良いと思います。町内会単位なのかサークル単位なのか趣味団体なのかがこれではわからなくて、余りにもざっくりし過ぎてしまっていると思います。これをもう少しわかりやすくすれば、市民が取り組みやすいのではないかと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 委員がおっしゃるとおりで、条例のつくり込みとしては、上辺の制度としてのところだけが位置付くことになります。実際に認定するという話になったときに、市で要綱を作り、認定する要綱の中に、今委員がおっしゃったように、どのぐらいの規模でどういうことをやっていくという具体のことを書かせていただいて、それを公表することでとっつきやすいようなつくりをしたいと思います。

○濱田会長 担当係長がおっしゃったようなことも含めて、具体的の施策でも制度化できるので、条例と矛盾しないように位置づけてあるということだと思います。

○廣川委員 景観まちづくりについて、最近、フィールドとして勉強になるのは、市電のループ化されたレールの車道の色について、聞いたら大変なことになるのでいいのですが、誰も知らないうちにあの色になっていました。それから、架線や停留場を含めて一つのセットにしています。今度は、人がそれに乗ったりおいたりして、あの場面が今までにないようなまちの活性化になるのか、交通と安全のどちらを優先するか、両方の部局でやっていきますので、片方では出っ張ったらだめだ、片方では電車の運行の問題があり、車の問題もあります。役所や警察が入り乱れて、いろいろな意見を言っているわけです。今のところ、幸い事故がありませんが、一つの例として勉強になる場所だと思っております。

○濱田会長 景観というのはいろいろな側面があります。担当の事務局といろいろとお話をしてはいますが、ある側面だけを見て物事が決まって、その結果、景観に影響があるということが後になって矛盾にならないようにしておこうということはかなり意識されていると思います。

○沼田委員 幾つかありますが、まず、パブリックコメントです。これは、30日間やったということですが、余りにもサンプル数が少ないと思います。ですから、これが札幌市民の総意見とはとても思えません。これは、情報提供した側の周知方法について問題があったのではないかと思います。

前回は言いましたように、例えば、札幌市と関わっているところの団体等に周知徹底してみてもどうかなど、情報発信の方法について私から伝えました。しかし、そういった情報の実態は一切聞いておりません。例えば、学校教育の場で、子どもに意見を聞くというのは別にしても、ある程度の意見を持っている年齢層、社会に対して向けた発信方法がまずなかったのではないかと思います。

ここで市民が思うのは、なぜこれが一人歩きしていくのだろうと、疑問に思う市民が少なからず存在するという事実です。ですから、これが総意見なのだ、これがパブリックコメントなのだとして結果を集約し、次に市議会に上げて条例の公布を行っていく。その決定スパンの流れが1カ月間しかなく、どうしても結論を必要とするのであれば、他のやり方があったのではないかと思います。

それから、なぜ改正しなければならなかったのかという理念がよくわかりません。なぜかというところ、改正しているところについては、ここに書いてあるので、いろいろな審議を尽くされて、形として文言が出ております。しかし、問題があったから改正になるわけですから、どこをどう改正することによってこういう形になるというアピールが足りないと思います。専門委員はおわかりになっているかもしれませんが、市民には伝わってこないのです。わからない結果、パブリックコメントでこの程度のサンプル数にしかならなかったのではないかと思います。

それから、条例の目指す目標とする理念のところ、運用の期間の定義がよくわかりません。

さらに付け加えますと、改正についてはこれまで審議を尽くされて、非常に良心的にや

られているのはわかるのですが、他の部局との調整ができていないと思います。先ほど出ておりましたように、電線の問題や電車の路線のカラーの問題など、担当の建設部局が決められていると思いますが、依然として都市景観が後手になっているのではないかと思います。都市景観を第一義とするには、市民の良心に訴えていくしかないということです。個々の教育や現場で、まちづくりをするための責任のあり方や、自分の考え方をここに投影させることが重要なのだという基本理念が重要と考えます。例えば、景観というのは一体どういうものを言うのかということです。

先ほどから言っておりますが、お祭りや無形のものについてはどう持っていくのかということ。いわゆる景色と景観は全く違うものだと私は思っております。例えば、10年ぐらい持たせるもの、あるいは、100年を目指しているものなのか、風土の意識はどう形成するのか、その一つの礎となるものが今回の景観条例の改正に当たるのだと思うのです。そういう強い理念のアピールがあってもいいのではないのでしょうか。

この条例には、文言が細かく書かれていて、比較的わかりやすい部分がありますが、全体のフローを図化したものが見えておりません。例えば、新規に建物をつくる場合は、留意点はこの辺にありますといったものさしが最初にビジュアルで見えるほうがよろしいのではないのでしょうか。

それから、無形のもが景観の一つであると市民はほとんど思っていないと思います。景観というと、建物など形づくられたものとしての認識が高いと思います。専門委員は目線のことなどを言われていますが、普通の人には建物が景観だと思っておりますので、実はそういうことではないとここで改めて強調してもいいのではないかと思います。

今後のスパンから行くと、すぐに市議会にかけなければならないわけですが、単年度ごとに協議しながら改正するというアピールがあってもよろしいのではないのでしょうか。なぜならば、前の条例が市民にはちんぷんかんぷんで、何も入ってきておりませんし、よく注意している人でなければ、過去につくられた条例は見えていないと思います。

今後は、他の部局と協調していただくためにも、都市計画部が先頭に立って、ある程度、イニシアチブをとってもらうような雰囲気づくりを市民側も後押ししたいと思っております。一つの意見としてお聞きいただければと思います。

以上です。

○濱田会長　さまざまな意見がありましたが、これまで2年間かけて、多くの議論をしながら、景観計画にはその成果が盛り込まれております。それを具体でやる時に必要となる条例に関してはこの期間でやりましょうという格好なので、一定の限界があろうかと思っております。ただ、今、沼田委員がおっしゃったような内容は、2年間の検討の中ではかなり繰り返しやってきておりますし、景観計画にも入っております。新たに条例に加えたもの大筋のところ、そのためのものという格好になっておりますので、その辺はご理解いただければと思います。

○沼田委員　その辺は重々理解しておりますが、余りにも少ないパブリックコメントのサ

ンプルですし、我々が座の中で協議したものが一切と言っていいほど市民にアピールされていないということになると思います。もう少し違う取り組み方もあったのではないかと、私を私は市民の側から伝えたいのです。

○濱田会長　そういうご意見ということで受けとめていただけますか。

前回、パブリックコメントの手法に関する議論をして、それらを反映するために大幅に形を変えてやってみた結果、こうだったということですので、あのままだったらどうだったのだろうかという若干危惧するところがあります。

私も事務局に申し上げましたが、パブリックコメントの手法に関してはさまざまあって、条例は、ある意味で、パブリックコメントに一番なじみにくいというか、市民にわかりにくいものです。正直言うと、私たちにもなかなか難しいところがあるので、この意見が多いか少ないかということはあると思いますが、周知の仕方とか……

○沼田委員　というか、ほかの部局に言っていないですよ。それは確認しております。建設サイドの部局に、こういったパブリックコメントを都市計画でやられているのをご存じですかと聞くと、札幌市の職員だったらある程度の情報をつかんでいるでしょうけれども、その次のアクションがないわけです。建設サイドで具体的に社会基盤整備をやっているにもかかわらず、それに対して、請け負っている団体にも全然周知徹底されていないということに問題があるのではないかと思います。もし、その方法をとっていたら、札幌市とかかわった多くの団体からいろいろな意見を求めることができたのではないかと思います。今後、そういった反省も含めて、その辺を工夫されたいかかと思えます。

○事務局（地域計画課長）　関係部局を含めて情報提供させていただいているところですが、今の委員のご指摘の点は、今後、施策を進めていく上で、連携を十分に図っていきたいと考えております。

○濱田会長　今後、そういう方向を含めて考えながら取り組んでいってもらいたいということだと思います。

○事務局（地域計画課長）　当然、協議はしております。ただ、それが十分ではないというご指摘だと思いますので、その点は踏まえたいと思います。

○沼田委員　関係事業者団体の情報発信というのは、具体的にどういう方法でやられたのですか。

○事務局（都市景観係長）　団体の代表のところには電話やメール、もしくは直接出向いてご説明なり資料をお渡ししました。

○沼田委員　連合町内会やまちづくりセンターなどいろいろありますが、そういった情報は入ってきておりません。

○事務局（都市景観係長）　まちづくりセンターには、配架して、置いていただいております。一件一件にはご説明しておりません。

○沼田委員　いろいろな活動をされている団体がそこの中にいっぱい集まっているのに、それらの団体の人たちがほとんどわからないというのは、アピールが足りないのではない

でしょうか。いろいろなところにお声がけをして、ご意見いただけなかったのかと思うのです。結果的に、余りにも無残な結果だと思います。これは市民と問題意識を共有していないということになります。したがって、関係者間でやっているだけで、市民にはそっぽを向かれているのではないかということです。大変いいことが書いているにもかかわらず、結局はやり方がまずいということです。

○事務局（地域計画課長） 各まちづくりセンターにも個別に配付しておりますが、そこから先の話は、沼田委員が言われたようなところもあろうかと思しますので、今後活動する場合に周知徹底を図っていきたいと思います。

○廣川委員 進めてください。

○濱田会長 片山委員は地域で住民の方々と一緒にいろいろなことをやっていらっしゃると思いますが、行政との関係はいかがですか。

○片山委員 岡本先生がおっしゃっていたことと関連しますが、今回、人の暮らしといった景観を構成する要素というところが新しく、景観まちづくりにはお祭りなどのことも入ってくるということです。今回、定義には入れなかったということですが、それを意識しないと、例えば、地域住民といったときに、土地や建物を所有する人に限られてしまいます。13ページの5-1の定義も、所有者が地域住民という定義になってしまいます。

ただ、エリアによっては、そこに住む人たちだけではない重要なお祭りやことがあります。今回新たに生まれ出てきたもので、今後20年、30年と続いていくものですので、景観まちづくりが包含する景観の内容と、それに関わる人というのはどこまでの範囲なのかとか、ことを景観の要素として重要なものと登録するときも、地域住民以外の人も登録できるようにすべきなのではないかと思えます。そこは再検討できないのかと思えます。

それから、5ページの助言に関する意見等のところです。助言をするのは市だと思えますが、解説のところでは、市は助言を行った者に対して意見を求めることができます。この意味がわかりませんので、この2点についてご説明をお願いしますか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 1点目については、私から説明させていただきます。地域住民といったときに、13ページの5-1に書いているとおり、本市内の一定の地域において住所を有する者が先に来ておりますが、確かに、この地域に住んでいたり事業を営む方以外に、別の場所に住んでいるけれども、その土地に関して積極的にまちづくりの取り組みなどを行っている方もいるであろうということがあります。そこで、わかりづらいかもしれませんが、文章の最後に「又は」と書いており、「これらに類するものとして市長が認めるもの」をあえて入れております。これについては、条例でがっちり書いてしまうと、逆に足かせになることがありますので、逃げの規定を一つ設けることで、市長はこういう人を地域住民等の中に含むことを認めますと定めることで、そういうものに対応していけるのではないかというつくり込みになっております。

もう一つ、活用促進計画の登録のことかと思えますが、10ページ、11ページに活用促進景観資源の提案が書いており、11ページの上に⑤の記載があります。ここについて

も、「その他市長が認めるもの」とあります。先ほどから挙がっておりますが、無形の活動やお祭りを景観として捉えて登録したいという方もいるかと思われまますので、この規定の中で読めるように考えていきたいと思っております。

○片山委員 具体的に書かない理由はあるのですか。これを見たときに、今までの条例を知っている人は、お祭りは⑤に当てはまると思わないと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 最初は活動を入れていましたが、法制部局とのやりとりの中で、漠然としてしまうものを条例の中に入れるのは難しいという話があり、一旦、落として⑤の中を含めるというやりとりがありました。気持ちとしては入れたかったのですが、難しいところがあったということです。

○片山委員 漠然としているというのは、どういうことですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 他都市の例などでも、書いているところは書いておりますが、事例が少ないというところだと思います。最初は単純に活動という言葉を入れて、当然、お祭りなども含めてという意味で書いていましたが、条例という作り込みの中には合わないという話でした。

○片山委員 もったいないと思いました。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 条例の規定の中にか書か書かないかはあると思いますが、今後、周知していく中で、お祭りなどの活動についても登録できることをアピールしていきたいと思っております。

○濱田会長 今日の審議会の最後に申し上げようと思っておりましたが、条例というのは、権利や裁判などが絡んでくるものですから、どちらかという制約に近い規定になりがちです。そのときに、書いておくことで、問題が起こったり訴訟になったときに、行政が負けるようなことにはならないようにしておこうということがあります。

ですから、担当部局には、常に現場での思いはあるけれども、法制部局とのやりとりの中では限界が出てくる場合があります。では、そう書いておいて、これができるかできないかという具体の取り組みとの間を法制部局と詰めていきます。これが入るのであれば、この表現でもいいのですねというやりとりになりがちです。

最後に言おうかと思ったのは、条例の文そのものに意見をくださいというのはなかなか難しいのです。だとすれば、今後、こういう意味合い、こういう目的でつくったもので、このようにまちづくりの現場で動いていくものだという解説をしておく必要があって、そちらをきちんとやっていただくことが大事ではないかと思えます。

例えば、皆さんは車の運転をされると思いますが、道路交通法の詳細な文章をきちんと周知されてはいなくて、運用の実態のところ、何キロ以上に行くと罰金をとられたりするところで規制力になっています。それと似たようなところで、道路交通法をしっかりと理解されていると言われると、何とも言えないところがあると思えます。それは、道路交通法の大本が安全などに基づいているということがわかりやすく制度化されているからだと思えます。

沼田さんからは専門家と言われますが、我々にもこんな書き方でいいのだろうかというところがありますので、むしろ運用や現場に近いところで、背景や精神がきちんと伝わるための努力をしていただくことをお願いしたいと思っております。

小澤委員からもお願いします。

○小澤委員 運用の話に絡むかもしれませんが、確認させていただきたいと思います。

第4章の景観重要建造物についてです。

今回、活用促進景観資源が新しく増えたということで、今までの景観重要建造物などを含めて4本立てになっております。これは、例えば、文化庁レベルの有形登録文化財あるいは札幌市が指定しているもの、もう少しレベルを落とすと、北区でやっています。そういうものと具体的に連動していくようなものですか。それとも、これはこれで全く別という進め方をするのでですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 今後の運用かと思いますが、新たに活用促進景観資源という制度をつくった後に、活用促進景観資源としてどういうものを登録するか、価値の捉え方を拡大していけるかというところがあると思います。計画にもその旨が書いていまして、例えば、既に区レベルで景観上重要だと言っている建物が当然ありますし、過去に景観賞をとったものなどもあります。また、市民等の普及啓発ということで、景観資源を選出していただいて、上位に入ったものを発表するという活動をしております。

登録制度になじむものかどうかということがありますので、その辺を整理させてもらって、北区がやっているような取り組みに対して、私どもが登録したいと思ったときには、区の担当にお声がけして、どうですかという話をしていくことになろうかと思います。ただ、当然、所有者の意見を聞くことになりますので、一件一件に聞きながらやることになろうかと思います。

○小澤委員 そうすると、イメージとしては、景観重要建造物や樹木などがありますが、さらに、活用促進景観資源の別のリストなどはできていくのですか。

○事務局（景観まちづくり担当係長） そのとおりです。あくまでも、市民に、この辺にいいものがありますとアピールすることをメインの目的としております。

○濱田会長 基本的に、これまでの物差しだけではなくて、新たに拾い上げるものを幅広くやっていきたいということですね。例えば、文化財においても、過去にいろいろな議論があって、50年ぐらいから、一定の評価しようとか、登録で扱っていきましようというものがあります。最近は、かなり新しいものでも評価していこうと国の文化財保全に関する政策も少し変わりつつあります。

どちらかという、これまでの物差しでは拾えなかったけれども、市民が大事にしていきたいと思うものは、極力、みんなで共有できる価値にしていこうという観点かと私は受けとめております。

○小澤委員 活用促進景観資源は、皆さんが好ましくないと思われる開発に対して、ブレ

一キというか、ツールになっていくと思います。そのときに、前段階で広くいろいろなものが網羅できていればいいのですが、気がつかないものがあると思います。そこで、届出が出たときに、守らなければなりません、何も指定登録されていない、でも、これは登録されるべきだということでアクションを起こしたとします。そこに物すごく時間がかかってしまうことがあり、登録が間に合わずに、結局は届出が先に行ってしまうと何もできなくなることがあると思います。

そうすると、登録のスピード感や届出との関係をわかりやすく整理しておかないと、すごく不満が残るようなことが起こるのではないかと思います。そこを工夫していただければと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 活用促進景観資源については、広く周知することを目的にしております。要は、取り壊すことに制限を加えることは全く考えていなくて、取り壊されるとなったら登録を解除するというだけになってしまう制度だと思いましたが、一旦そうなることで、その上の札幌の景観資産の条例に基づく資産や法に基づく建造物にステップアップすることも考えられますので、委員がご指摘の視点も踏まえて、今後、運用を考えていきたいと思えます。

○小澤委員 先ほど申し上げたように、届出に対して物を申したいという方にとってもツールとして生きてこななければだめです。

○濱田会長 なるべくハードルを低くしたほうがいいと思います。大事なところは、活用という視点が入っているからだと思えます。単に文化財的価値があるからではなくて、私たちの生活に関係があるという観点で議論をやりましょうということです。おっしゃったように、書類がすごく難しいと、私たちにはできませんとなりがちですよ。

ほかにいかがでしょうか。

○石井委員 先ほど私が質問した、放置された倉庫や物置や建物など、それに対するお答えがまだありません。

○事務局（都市景観係長） 空き家や朽ちているものについては、まずは、計画の中で、そういったものにも配慮してやっていきたいと思います。これは何カ所かに書かせていただいております。書いた上で、具体的な取り組みの中で、空き家対策の施策を違う部署でやっておりますが、そことも連動しながらということになると思えます。例えば、地域の取り組みで、空き家について課題があるところがあれば、その取り組みの中で対応していくということもあるかと思えますし、多少大き目なものであれば、届出の基準の中に新たに盛り込んだものもありますし、その中で対応していくということもあるかと思えますので、ケースに応じて対応していきたいと考えております。

○石井委員 空き家だけではなくて、放置された倉庫みたいなものもあります。

○事務局（都市景観係長） 計画に書いてありますが、新築時だけではなくて、その後も適切に管理されて、時代を経て成熟していくようなものにしていきたいと思います。例えば、届出の基準の中でも、将来の維持管理などについてもちゃんと考えてやっ

ていってくださいという基準を設けたりしております。

それから、今あるものについては、ものの状況や地域の状況などに応じて、ケース・バイ・ケースに取り組みしていくことになると思います。

○石井委員 実際には、私が所有している土地の周りにはすごく汚い建物がそのまま放置されておりまして、何年もそのままです。そういうものは、条例で個別に取り壊すことはできないのですか。

○事務局（都市景観係長） 新たにつくった景観の施策の中では、それをどうこうしましょうということは盛り込んでおりません。

○濱田会長 私の経験で言いますと、個人の財産や権利に対して行政が手を出すのはなかなか難しいところがあります。とは言いながら、過疎化とも絡んで空き家や廃屋の問題があって、最近、国は方針転換して、行政が壊して、後で撤去費用と解体費用を請求できる法律になりました。ですから、それに向けての手だてが打たれつつあります。行政代執行など、行政が踏み込む手段は幾つかありますが、今、模索状態というのが現実だと思います。ただ、大きくはそういう方向に向かっています。市民や事業者はそういうことをやるてはならないという抑止力も必要ですし、うちのものだから俺の好き勝手にやるというのは通用しませんという価値観をつくっていかなければだめだということだと思います。

室蘭市や夕張市でも、それがかなり始まっております。とは言いながら、本州のいろいろな事例でも、裁判でもめたりしていますので、行政も、本当はやりたいけれども、できないという思いが強いと思います。ただ、今みたいなご意見が市民の声としてあるので、それに基づいて、行政として一定の手だてを打ちますという流れになっていくことが好ましい方向かと思います。それから、行政だけではなくて、市民総出で働きかけをするなど、さまざまなことが重要だと思います。

○渡部委員 個人の住宅なんかもそうですが、色を塗りかえるときに、好きな色を塗ってしまって、1軒がそのように塗ってしまうと、みんなが従ってぐちゃぐちゃになってしまうことがあるので、個人の家など小さいところも見ていければいいと思います。

○濱田会長 多分、そのあたりを地域まちづくり指針の中で管理して、住民自らが関わってルールをつくって行って、みんなで守りましょうということだと思います。

○事務局（景観まちづくり担当係長） 一定の地域で皆さんが同じことを思っているということであれば、地域においては、小さい規模のものも色について届出対象にするということは可能だと思いますので、今後、そういう場所があればやっていきたいと思います。

○濱田会長 斉藤さんはいかがですか。

○斉藤委員 今日の議論をお聞きして感じていたこととお話しします。

今日は、景観条例の改正のためのパブリックコメント結果の報告でした。先ほど濱田会長が言いましたが、何のためにやるかということ、景観計画を市民に伝えて、それを法的にバックアップするためにやっているわけですので、景観計画をもっとちゃんと認識する必要がある気がします。

というのは、この中に、今回の景観政策の見直しの理念やスパンのことが書いております。それをまたあえて条例の最初に書かなければいけないのかという問題があります。それから、地域ごとの景観まちづくりについても、この計画の中で、景観まちづくりとはどういうことかが書かれております。モデル的な地域を取り上げてやっているという事例も出ております。その辺を踏まえて、この条例はこれでいいのかという議論をすべきだと思いますので、ちょっと残念に思います。

その上で感じたのは、この見直しの中で、いろいろなことをきめ細かく見ていますが、市民に伝えるときに、今回の市の見直しの目玉は何だったのかということがあり、前回の審議会の中でも、そういうことが大事だという意見がありました。それで見ると、一つは景観プレ・アドバイスです。新しい名前がついて、新しい方法が出てくると認識しやすいので、パブコメでも意見が出ていました。それから、今出た活用促進景観資源の問題も、また一つ加わるのかという意味での混乱があり、いろいろなものが出てきてしまって、実際には動かないのではないかという気がしますが、それは活用するという新しい考え方を入れたもので、新たに見直して、そういうものを拾い上げて、みんなでそれを守り、あるいは育てていこうということだと思います。

もう一つは、地域ごとの景観まちづくりのところでは、札幌市の都心の景観計画重点区域以外に、いろいろな特徴があるまちをたくさんつくるのが札幌市の住みやすさの拡大になるのだということだと思います。ここはとても大事なところで、これをしっかり根づかせて、札幌全体に広げていけるかどうかはこれからのことでは大事なポイントだと思います。

それで、景観計画をじっくり読むとわかりますが、条例案の中の景観まちづくり指針あるいは景観まちづくり団体となると、キーワードである地域や区域やエリアが抜けているのではないかと思います。景観まちづくりということでは、あるエリアをぱっとイメージするものがなくて、札幌市全体のことになります。景観まちづくり団体というと、札幌市全体の団体のようなものにつながってしまうので、条例の中のネーミングとしては難しいかもしれませんが、「地域ごとの」というキーワードが抜けてしまうと伝わらないかと思います。それは、景観計画を読んでもとほなかなかいなくて、特定のエリアを対象に、そこに住んでいる人、事業者、そこに興味を持ってかかわりたいと思っている市民と市がちゃんとやるということが伝わるような文言にならないと、さらっと行ってしまって、パブリックコメントでも全然意見が出てこないのですが、こここそ出てきていいと思うところです。

先ほど、沼田委員から、この結果は無残だという話があって、この議論に関わってきた者としても責任を感じますが、景観計画の見直しの際にもパブコメをやっております。条例改正に対する市民意見というのは、本当に出てきづらいという難しいことがあったのではないかと思います。この結果だけを捉えて、今までやってきたこと、あるいは市が取り組んできたことは全く意味がないという意見は乱暴ではないかと思います。

○濱田会長 最後の「地域ごとの」というところはとても大事なところで、事務局とはたびたびそんなお話をしています。齊藤委員もそうですし、多くの委員方もそうですが、札幌以外の小さなまちで同じようなことに関わっていると、地域の方の関わりはもっと色濃く出てくるし、うるさいということになります。しかし、札幌というのは、エリアも広いし、人口も多いです。例えば、手稲の人が厚別のことをよくわかるかということ、なかなかわからないと思います。しかし、小さなまちだと、まちのことは大体わかるので、自分たちとの関係が感じやすいし、考えやすいということがあります。今後、市民にとって身近な取り組みにしていくためには、「地域ごとの」というのは有効ではないかという議論が来ていますので、今後の取り組みの中に、そういう実感がもっと出てきて、市全体のことでも大事だけれども、身近なこともというあたりが市民の中にきちんと芽生えていくようなきっかけになるための計画であり、条例であるというあたりを繰り返し伝えていただければと思います。

廣川委員がたびたびおっしゃっていますが、商工会議所の立場でありながらも、市電のループ化関連でいろいろなことをやっていらっしゃるので、ああいう厳しい意見が出てくると思います。ああいう姿を見ても、身近な取り組みを通して市全体を考える形に行政も市民もなっていく必要があると思います。一方では、私自身も、パブコメに関しては、かなり努力されてこうなって、自治体によってはもっと少なかったりします。これでオーケーかどうかと言いながらも、市民側の意識の問題もあると感じました。

たまたま別のまちに行ったときに、人口8,000人ぐらいのまちでお祭りに13台の山車を動かしているということです。それは、町民にとっては大変な負担だけれども、地域で大事だからということで続けられています。それを札幌市に置きかえたら、3,600台の山車になります。札幌市民がそれだけのことを支えているかということなかなかそうなっていません、例えばほとんどを業者に任せておいて、大通で何かイベントをやっているね、おもしろそうだから見に行こうか、あるいは、あれは問題ではないか、行政に意見を言おうかというようなことになっており、身近なことには自らが動く、深く関わるという面がやや希薄でもあります。今回の景観計画の見直しの成果でそういうことが少しずついい方向に向かっていけばいいと思います。それは、渡部委員の言葉で言えば性善説かもしれませんが、具体のモデルや事例、失敗例や成功例がもう少し身近に見えてくると、自分たちもやってみよう、自分たちはあのようにしないようにしようと感じられるので、そのように動いていけばいいと思います。

ここ数年で言うと、景観まちづくりは、地域単位でワークショップをやられたり、真駒内で住民主体の試みがはじまったり、いろいろなところでやられている効果で取り組み意識のあたりが少し変わりつつあるかと感じます。今日、いろいろと出たご意見を踏まえながら、条例を公布する手続とは別に、具体の取り組みのところで努力をしっかりとっていただければと思いながら聞いておりました。

各委員からご意見をいただきましたが、さらに加えて何かありますか。

○田中委員 せっかくの条例改正なので、この機会に、広く市民の皆さんに、こういう条例があるということを知りやすく説明し、札幌らしいイメージのパンフレットのものを改正後につくって配布していただければと思います。

○濱田会長 今日、八木委員が出席されていたら、その辺のご意見をいただけたかと考えておりました。伝えることはなかなか難しく、考えて取り組んでいるけれども、伝わっていないことがあります。沼田委員のご指摘もそこだと思います。行政としてはやっています、けれども伝わっていませんということはお互いにとって不幸だと思うので、そこをしっかりとやっていくためには、今、田中委員からお話があったように、さまざまな機会を通して周知していくことは大事だと思います。ご検討ください。

○沼田委員 最後に、一つだけ意見です。

総則など、せっかくすばらしいものができ上がっていますが、国際都市としていろいろな国の方が札幌市に注目している中で、今後は様々なイベントに参加してくるかと思えます。ですので、外国人向けに、札幌市内ではまちづくりに関してこういう取り組みをしているのだということアピールできるような冊子があればいいと思います。

それから、ほかの自治体も含めて、都市景観について、学術的なものではなくて、シンポジウムのように、市民が意見を言い合って、まちづくりに取り組んでいるのだということをお互いにアピールできるような方法も一つ検討していただければいいかと思っております。

○濱田会長 国でも、全国の幾つかの都市で、海外観光客向けにアピールしようというモデル的取組の中に札幌市も位置づけられております。そういう中で、予算やバックアップの制度等を活用しながら、景観にかかわるところも発信していければいいかと思っております。

それでは、予定より若干オーバーしましたが、事務局にお返しします。

3. 閉 会

○事務局（地域計画課長） 本日のご審議、大変ありがとうございました。

議事録につきましては、皆様に内容をご確認いただいた上でホームページに公開となります。また、委員の皆様には郵送させていただきますので、よろしくお願いたします。

次回の審議会は12月下旬を予定しております。

それでは、以上をもちまして、平成28年度第3回札幌市都市景観審議会を終了いたします。

本日は、ありがとうございました。

以 上

平成28年度第3回札幌市都市景観審議会出席者

委員（10名出席）

岡本 浩一	北海学園大学工学部 教授
小澤 丈夫	北海道大学大学院工学研究院 教授
片山めぐみ	札幌市立大学デザイン学部 講師
斉藤 浩二	(株)キタバ・ランドスケープ代表取締役
濱田 暁生	(株)シー・アイ・エス計画研究所代表取締役会長
廣川 雄一	札幌商工会議所 都市まちづくり委員会委員長 ((株)にしりん、(株)4丁目プラザ代表取締役社長)
渡部 純子	公益社団法人日本サインデザイン協会 理事
石井 芳子	市民
田中富美子	市民
沼田 実	市民